

資料

【議題4】

地域包括支援センター運営方針（案）について

平成28年度 第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成28年11月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

地域包括支援センター運営方針（案）

地域包括支援センターは、本市との契約に基づき、別途定める「仕様書」及び「事業実施要領」を遵守し、本市が定める次の方針を踏まえ、担当圏域における総合相談窓口（ランチ）と一体的に包括的支援事業を実施すること。また、高齢者ができる限り長く住み慣れた地域社会で生活できるように、高齢者のニーズに応じて適切なサービスが切れ目なく提供される仕組みである『地域包括ケア』を目指すこと。

- (1) 地域包括ケアシステムの構築方針
 - ・『地域包括ケア』推進のために、医療・保健・福祉・介護・地域・行政などが連携する地域でのネットワークを構築する。
 - ・包括的支援事業に位置付けられる「医療・介護連携強化」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」の各事業と連携し、地域包括ケアシステムにおける中核的役割を担う。
- (2) 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
 - ・評価の結果を反映した事業計画を作成、実施し、年度末にその振り返りの自己評価を実施する。
- (3) 関係者とのネットワーク構築の方針
 - ・地域包括支援センターは、多職種協働による個別の高齢者支援の積み重ねによりネットワークづくりを実施していく。
 - ・地域ケア会議から見えてきた地域の課題について、関係機関と共有し課題解決のために働きかける。
- (4) 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針
 - ・自立支援の観点など介護予防の理念を踏まえ、ケアマネジメントを行う。
- (5) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針
 - ・地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、ケアマネジャーが主治医や多職種協働を図り、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための支援を行う。
- (6) 地域ケア会議の運営方針
 - ・総合相談支援及び権利擁護業務等の個別事例に対し、個別地域ケア会議を開催する際には、高齢者の自立支援を念頭において運営する。
 - ・振り返りの地域ケア会議、及び課題抽出のための地域ケア会議を開催し、関係者とともに地域の課題をまとめる。
- (7) 区との連携方針
 - ・担当圏域の「地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ」を各区地域包括支援センター運営協議会等に報告し、課題の共有を行う。
 - ・「課題対応取組み」について、各区地域包括支援センター運営協議会に報告し、必要に応じ事業計画の修正を行う。
- (8) 公正・中立性確保のための方針
 - ・高齢者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないように、公正・中立性を確保する。
- (9) その他
 - ・包括的支援事業の具体的な実施については、評価のしくみにおける「評価項目（事業実施基準及び応用評価基準：別表参照）」におきかえることとする。

改定日 平成 29 年 4 月 1 日